

令和元年 11 月 14 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府住宅審議会

会長 高田 光雄

府営住宅等に関する連帯保証人制度の見直しについて（第 3 次中間答申）

平成28年11月17日付け 8 住第546号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申する。

記

検討結果

1 連帯保証人要件について

連帯保証人の確保は、どのような属性の入居希望者にとっても困難になってきており、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないよう、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号。以下「改正法」という。）の施行日（令和 2 年 4 月 1 日）から、連帯保証契約を締結することとなる入居者については連帯保証人を不要とすべき。

なお、既存の連帯保証人（改正法の施行日前に連帯保証契約を締結した者）についても制度改正の趣旨を踏まえ、入居者の公平性等の観点から、その取扱いについて検討すべき。

2 連帯保証人制度廃止に伴う対応について

連帯保証人制度廃止により入居者の家賃等の支払意欲が減退しないよう、入居時や入居中に家賃の納付等が義務であるなどを適切に周知するとともに、入居者の個々の事情を把握して適切な対応を行うなど、福祉部局との連携を図りながら適正な家賃等確保策を講じると共に、悪質滞納者に対する法的措置等の対応の早期化による滞納額増加の防止等の措置について予め検討すべき。

また、連帯保証人には、債務保証のほか緊急時の対応等も求めており、この役割は引き続き必要であることから、緊急連絡先の確保についても措置を講じるべき。